續書拔萃 十三

和書門
類 二八一
號 二五九
函 八六
架 七
冊 一八

内閣文庫
和書
類 二八一二九
號
冊 一八
函 二四
架 二

内閣文庫
番號 和 28129
冊數 18 (13)
函號 214 6

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

讀書抜萃

明治文庫蔵書

来二

古事談高野

三筆　嵯峨帝

三蹟　小野道風

聖賢蹟　弘法大師

世尊寺流　弘法大師の流儀なり書家代々能書

上代流　紀氏三色と中興の祖とす

定家流　京極黄門定家卿の筆なり

当風流　弘法大師　但馬ヶ橋逸勢

衆議佐理　大江吉行成

小野道風　藤原家

明治文庫蔵書

国立公文書館
National Archives of Japan

代書法の稽古をなすべきなり　殊に特に俳諧を守護の家なり

いろは　尊意親王　尊信親王　尊朝親王　尊純親王

おの〳〵青蓮院代〳〵此流なり

近衛流　近衛関白信基公歌三条院大山崎宮と称す

大山公　光悦　昭乗なり

光悦流　本阿弥光悦本阿弥光甫の他に宗〳〵他に

板倉伊賀守勝重の他なり　鈴木主殿助長頼の他

所とする舟橋内匠頭秀賢なる光悦元度世に知られ

なり光悦手とする日蓮宗なり

法華流　八幡宮本坊松花堂昭乗の筆法なり又画図なり

堺流　桜竜牡丹花肖柏筆法なり別堺に住す

画図　姓氏録に云ふ二十二代雄略帝の時男統と云ふ人画を能す

日本紀に云ふ三十二代崇峻帝元年に百濟国より画工白加と云ふ者

来る　傳明北吉山と号す

土佐流　土佐光信巨勢氏の世家巨勢氏土佐宮内卿に住す故に土佐

と称す

雪舟流　信雪舟詩画兼備法眼　永元山主と云ふ備中赤浜の産

小田氏の人なり中年相国寺に入り画を如拙周文の両師に学ぶ宗忠

年中に大明に渡り四明天童山に住す大明の君信と云ふ

其後帰朝なり

渡唐天神　此筆跡は雪舟より好とぞ　雪舟入明の時明帝雪の樓
る舟と考ふ　つくの舟と同じ　ふるの舟と　雪舟明朝に
至るまの名帝の接待に　ちひ歳　又明の画師仙仲化と言ふ舟
小図ふ　三日本書画相とふ　ものや　舟そこ日本の雪ふるいふ
世名と同ふ　化ふ　吾先年　京中小一校の梅を持る　ふ　五名を
ふふ日本の芸画相ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
画とふ　五倍を雪舟接　ふ　ふ　明朝　ふ　仙仲和画
の倍を雪舟和　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ

家の書　将軍家　秋月の信を相伝出四郎の人　初年　ふ　ふ　ふ　ふ
東山慈照院殿の近侍　画を同　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
金殿を　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
婿の序　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
小雪ふ　舟　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
とふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
死　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
有　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
得　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ

探題
主馬
鳥羽殿
常盤院
大津殿
法華殿
光雅殿
苗字
普請
大工左宜
大学寮

孝信の子孫なり孝信と云ふは平氏の人と
尚信と云ふ探題の者と
信を貴敵の始めなりと名の人のみなるべき事
蛇足を補ふ人武蔵と同じく伊予一位和尚と所縁の始なり
又平と云ふ人平氏なり左位を信の子孫と云ふ
法華殿　法華門主と云ふ人歟
光雅殿　高尾殿光雅と云ふ人なり一位と云ふ一位頼盛卿の孫
苗字　延文意安の比宮内卿代なり新宮内代と云ふ
庁の不動院他の所にて後に久和田三郎の在所と云ふ
普請　寺太平記の比より内裏の造作に仕丁細川殿ひとりなり
いつもあるなり
寺院造作の事普請と云ふ法門の僧なり善く僧と云ふ他力
僧と事を願の僧なり　叡修清規云普請之法蓋上
下均力也分附堂司行者報衆掛普請牌乃
用小行紙昏貼牌上
大工左宜　飛騨の国の工なり
大学寮　平相国の女建礼門院四位と云ふ女房なり

[illegible]

鹿嶋踊　寛永の比流行病り疫國毒の神輿をかつぎふ
[illegible]

月代　月代と剃るは信長小田執権の比より始る　春時の比より
[illegible]
國其俗婦人歯悉黒染是日本之事也
髪結家　江戸にて始て大高札場に所の傍の家に入口の細所を
[illegible]

日本橋　猛橋　鈴ヶ橋　浅草橋　柳橋　千住橋

左手花後　江戸にて三月の末に桜の花を手に挿の傍に三月花を

博奕

蹴鞠　迎世大内の陳元贇くりつの本朝に江戸番所に寄寄
[illegible]
[illegible]元贇語云日本人は摘の術はなきものなり
[illegible]
[illegible]

観世流　文明の比観世左近将監の家の烏帽子の移流始る
[illegible]

[illegible]

大名行列　相伴ふ信長の時明智日向守[illegible]

行列を極めしめ一[illegible]入猛[illegible]の時を行列[illegible]

行[illegible]

四十二の尼　車[illegible]四二[illegible]

男[illegible]

子を[illegible]　人[illegible]十ケ月　馬[illegible]十二ケ月　狗三ケ月　豕四ケ月

猿五ケ月　鹿六ケ月　兎七ケ月　狸八ケ月

一石麦　法[illegible]帝延元年[illegible]

[illegible]

素湯　世信伊[illegible]素湯[illegible]二物[illegible]

素[illegible]素湯[illegible]素湯[illegible]

湯[illegible]

人の字刑　人[illegible]

大[illegible]大[illegible]

[illegible]

鐵定名目　下[illegible]

[illegible]

上[illegible]

[illegible]

大仏といふ寺鐘ニ銘を彫ル文字ニ付いさゝかの事ニ而大坂の上ニ而戦と
成りて落城せし一年より九十一年後迄二百年ニ及ひ其年
東鑑ニ云ふ、庶家の末孫ハ右の事より武家ニ出る事なりと見
大坂天神の地ハ合戦せしバとの名ニて浅馬なりし、大坂浅馬ハ大閤御在城の
御家浅馬の地なり
御老之ばゝハ御深窓なり
老ハ老衰なり、怪しく忙しく思ふことし白寺無之
ひめ付あめハ糯糠ニてひめのり、夜編縷ニ薫し、粥の事なり、往古も
無羽粥ニ成りとも三日々雑煮も飯ニ而之粥のとしあかくせあり
東人御しく病ハ病ニ長病御座ありと生ましと云
吉野山花とみてよろこぶハ和歌ニ詠ぜし名所の花ニ何よりも飽く事なし、月も五社の周辺よりの門
人あり、今泉鳥村之御法制を云てあり
明和九辰年大火の時江戸中大焼亡より
一 陰雨ニ二度八百文ニ而と
一 蕎麦一文ゟ壱文半
一 戸板金壱分ニ拾枚
一 赤飯一升ニ而拾く
一 あと百文ニ四拾枚
一 むしろ一口 拾枚
一 ちろつはん二文ゟ五文 七十四文ニ而拾く

一 板敷あとの板ちん敷
一 ほうじ茶 三拾文
一 もうそう 大ゆる三十ぴく 中百七十めく 小八十めく
一 もうこき 五拾文 三十文
一 ほうろく 鉄拾八ぴく
一 小ちん 新き 鉄百文
一 小ひばち 三百文

水藩の拾弐の高家長谷平四郎十三日に二日と高家の者に天保元年
と百七十のみ 故
水府の 御宮の高ちる廉敷山中吉郎兵衛ほうより 中ノ[illegible]
時ノの猪狩 ほうの中長谷部 入角を長谷平 ほうの長谷部の
小里ちる長谷部くみし 斬のとも ひわさ 御家軍用の心掛のもてる 長谷部
みちの記

一 酒 弐本 壱本ニ付 四拾文
一 豆腐 十拾挺一拾ニ付 代弐文
一 ちんみ 弐 弐挺 ワリ 代少文
一 ちわり 三十把 代八文
一 鼓 百四十文 代七文九ト
一 ちん姫 文把 壱把ニ付 代少拾四文
一 蕎麦 三十本 壱本ニ付 代弐文
一 蕨 百把 十把ニ付 代四文

一 里いと　八升　代七文
一 うめ　三把　代四文
一 若和布　代三文
一 けの　代三文
一 たくあん　代七文
一 椎茸　代八文
一 ところ　代四文
一 かん瓦　代七文
一 岩たけ　代四文
一 柏把　代四文
一 うこぎ　代四文
一 松茸　代四文
一 生姜　代三文
一 けし　代九文
一 ゆり　代七文
一 菓子いろく　代四文
一 白けし　代四文
一 たて形　代百四十八文
一 こもるらこも　代五文
一 ちほ　代九文

国立公文書館
National Archives of Japan

一 らく拾く　拾挺　壱挺ニ付　代銭拾匁宛
一 火付　壱張　代二拾匁
一 酒のかも　壱本　代銭拾匁
一 小豆　壱升ニ付　代銭四匁
一 栗　銭拾　代銭壱匁
一 ぶどう　壱本ニ付　代八匁
一 貝三重ね　壱本ニ付　代四匁
一 うどん粉五袋　三袋ニ付　代壱匁
一 薩摩ふり　壱本ニ付　代百文ゆり
一 庖丁人　日雇賃一日ニ付　代二十匁宛

但十日より十七日迄日ニ三人宛・十八日より二百ニ付壱人宛

一 人足　日雇賃一日ニ付　代銭四匁宛

但十日一日ニ三人

惣メ　金拾両　銭四貫三百文

内　壱貫三百文ハ　隠し置高ニ付

但隠し置ニ付　九百四十八匁の差引

右之

御宮御修復諸入用帳ニ而

又郡人の物ニ而ハ引れ不申候ニ付

けんさん
はまぢ

加

酒醋醬油並附

[illegible]

小浦屋[illegible]

新諸白三年有

一 大坂上酒 代[illegible]

一 西宮酒 [illegible]

一 西宮極酒 [illegible]

一 伊丹上酒 [illegible]

一 伊丹極酒 [illegible]

一 小浦手[illegible] [illegible]

古酒三年有

一 大坂酒 代[illegible]

一 西宮酒 [illegible]

一 伊丹酒 [illegible]

一 池田極酒 [illegible]

一 大極酒 [illegible]

一 大極上酒 [illegible]

一 極味醂酒 [illegible]

一 焼酎 [illegible]

八文 [illegible]

一 [illegible]

一 小[illegible] [illegible]

[illegible]

けんさん
ひめ書

加 酒酢醤油並豆腐附

摂津国中川村南面
小浜屋新兵衛

新諸国出来酒

一 大坂上酒 代銀拾匁
一 西宮酒 同拾匁
一 西宮極酒 同六匁
一 伊丹上酒 同拾匁
一 伊丹極酒 同八匁
一 小浜上酒 同九匁

古酒出来酒

一 大坂上酒 代銀拾匁
一 西宮酒 同拾匁
一 伊丹西宮酒 同八匁
一 池田極酒 同一匁
一 大極上酒 同拾匁
一 大極上酒 同拾匁

一 極味醂酒 同一匁
一 焼酎 同

醤油酢出来酒

一 大坂醤油 代百八匁
一 左京 代拾匁
一 浜地酢 同拾匁
一 紀伊酢 同拾匁
一 地酢 同拾匁
一 尾張酢 同拾匁
一 下酢 同拾匁
一 小川酢 同拾匁

御年貢通り新諸国出来酒酢醤油豆腐ハ上ハ陸ハ酒ハ船ニ入船仕候ハ、新諸国出来酒酢醤油豆腐ハ上ハ陸ハ酒ハ船ニ入船仕候ハ、新諸国出来酒酢醤油豆腐ハ上ハ陸ハ酒ハ船ニ入船仕候ハ、

乃追而に往々傳九郎ゟ七左衛門ゟ以上

月日

此間札無沙汰申候 此比の御事ニ而前方にて申請候御次第の次第ニ而候し
其元備前の瀬戸物ちらし小幡並并瀬戸物等ハ其元随而同断はくち
右同断代ニ御きてうさん高値年々の御礼ニ候へ共 しかし備前の
小土焼物ハ上下の品有之 中ニ而も申さるへく候へ
南都ハ近年土産通用之金銀の様ニ而土瀬戸物にて候
土焼の土瀬戸物等 金銀の替りニ成申候而 其子細ハ備前の
土瀬戸もの重宝ニ候ニ付 申候へハ 土佐江戸の町の屋根
瓦之ハ引替金壱両ニ付何程と当判の方へ屋根へ

拾両と有る大判小判ニ六両程すゝ出し候へ共有之
東海道之諸国宿々より日用ニ而寛廣
一 炭壱貫代何程 一 薪壱束代何程 一 萱壱束ニ付何程
一 糠壱俵 藁何程ともりかゝの売ちるもの也とも有べし
銭目和銅四年元明天皇四十三代和銅四年の比より始まりて天下ニ銭を始而出し
此方ニ而通用之五百七十年六十年前より以ハ銭の出来より後の事なく
九十九代
食之ニ候也
南都ハ古へ帝都ニ而 とき宋僧ハ京都の武士いくたか宗僧
武用も弁用もこのたびのもし一の分

年中行事の歌に曰春たちぬ冬の始の言なれども陰陽暦に曰少陽を
春の初とし東（トウ）に動き陽気和を動し森羅万象皆春と云ふ
然るに春の字の始を春の字を加へ夏秋冬の字を加へ一年四時を
動きなる言葉なり和名抄に春の字を訓して張と言ふ張とは陽気
張り広く満ちと言ふ言葉なり陰気の言葉なり陰気の言葉なり
対し自然の言葉なり陽の字を張るの四つ盛者なり仲春の月なり
一年とし陰月とするの始なる原陰気の終り陽気の始めなり
悠々なるかなるとは主従を明らかに君臣の礼を明かし和睦和順
とするのあり言無四時の行道なり十二月陰月なる定め
らるるなり

同書に曰天地の事根源の初なり枝と枝葉を三千三百の初日なる業なり
中花なり又仁寿二年三月に清涼殿に於て桜を植て
同長恨に曰蓬莱の宮の月の夜の花の春の風
同和名抄に曰蓬莱山神仙の居る所なり
同四方絵に曰主殿寮に所属を供し給ふ掃部寮に所属を清涼殿の
東屋の中に住す是蓬莱なり長恨に曰長恨の歌に八帖と云ふ
所屋を三殿に後に中宮に自上北向に屋四宇の名なり七殿（しちでん）小御所
小御所に次に西北に地を画す次に東向に再宇南向再宇北向

再興ハ南方ニ移シ山陵ニ向（山陵両段再興）本尊并ニ御堂開基ノ御座 御座し
同堂ハ後白河院御願 一 主上並の御座ニ而御座ありく 其外の者御座ニ而年々
の御座其の上ニて于今なめまゐらせし 江戸ニ而御厨子弥其御座二本左傳す内船
右青蓮院より御堂の見え候事なし（展信之段寺役又ハ雅楽寺より[illegible]）
同御堂ニ伝へ候（其子孫 白井度[illegible]）
同書ニ曰 治承[illegible]の世三ヶ年[illegible]
[illegible]よりの[illegible]射[illegible]
[illegible]の上南の縁より北へ[illegible]
[illegible]の[illegible]一人[illegible]

金扇ニ朱の日の丸を画し扇を挿さし 揚ぐ矢の当る毎に挙りて之を[illegible]
惣矢の数を等ニ二人あり書き記して 通り矢の数を振り通り矢の数を記
す 此役二ヶ所に一人ツヽ据へ置き 吉之相図の旗を[illegible]置く
百本のうちに金扇を建て振り 百本の[illegible]相図の旗に[illegible]
其の簿の旗に通り矢数を[illegible]射手の傍に立て 千本ニ[illegible]
幟を立て[illegible]射手の名の[illegible]
形ニ[illegible]
[illegible]十二所[illegible]
明[illegible]三十三間[illegible]人[illegible]

和刑といふハ聖人を和げりといふ何となる刑の字を書に北を去るとぞ
也是と云ハ人ハもの事多ハ東ハ日出南ハ暑に當る西ハ月入北ハ寒なり
とて一陽あり是ハ和の二ツ也故に長るとて集る也とぞ
聖人作れる字ハ皆是に由
春秋左氏傳ニ曰一人刑(ノツトリ)善ニ百姓休和ス可不務乎とぞ詩ニ曰儀刑(ヨクノリヲル)
文王作(ナス)字(マネヲ)と宣なる天地開闢し人物生気化し男女の道定り形化
おこる事となく後夫婦ありて後父子あり父子ありて後君
臣あり君臣ありて後上下おのづから位ありて其位を礼(コロアナル)を備(サト)へ刑し悪を退(シリゾケ)る其
要を挙ぐるなり然んで鬱陶(ウツハドウグ)を治むる罪を止むる所以因獄を作り桎梏(テカセアシカセ)を
制し刑罰(ムチ)を以て民(ソナ)人の悪を懲らす懲すを以ハ何故ぞ善に遷さんと欲してなり
堯舜の聖代なれバ悪をなすものなかりき帝堯の在位七十一年の間ありて洪水
橫流す帝堯鯀といふ人に詔して天下の洪水を治めしむれども九年の間に終らず
水を治ることなし又十年有餘之以てさせ舜ハ帝堯の息女娥皇女英の夫なりしかど
天下の法をとり鯀の志しなきを幸し羽山の野において鯀を殛(キ)せらる七十
七年にわたりて共工といふ人の罪を犯しけるゆへに流罪せらる聖人の時にさへ
驩兜三苗をも罪せられ流刑を定めたもの法也文王の天下に出たまひし
時ハ既に堯舜の世を去ること遠かり天下の人民も堯舜の代のごとくならず
罪悪を國するものとまさに起し故に法を以て治めずんバ治りがたし人をさばく

好要をとりて事自然の道理人情の要をとり部分を分ち
意味の分言ちの文をもつて活計とし心田を耕し人倫を
つくる地方を好計とし千万の人を治し五穀の作り
迷ひ好計をとりて千万の人を治し自ら好要をもつて
法を制し法度を立て人民を撫育し世を治めて
都ちをとり儒教を用ひ文王武王の道を
治めることを行ひ記録を行ひ
侍まのかねこあるべ
輪耕録云大德年中仁宗帝英宗を保ち
奏して迎侍者に上皇位を譲り自吾母子燒死する蛙者の事
悩む
事思ひかへし自者を殺するなり
又宮者を
張居寺ちの四方高山ちなく止てるとなる
池を掘り四旦御めく再ひ
蛙
又武陵王
蛙を教宮寺龍者年を経て王云拾弓絃作を接て安王信を
傳信朋傳者を
王朋即云君王の高飯を園の四隅に宮作し蛙
一名ふ者人者一人喧伝先のとし我ものこと
宮上方伏象寺三朋和尚の居住の地を建て

[illegible]

[illegible]

法ものり

同家の祖法道元禅師[illegible]

一説ものり

無位眞人現面門　智恵愚痴道般若

靈光分明輝大千　神鬼何處置手脚

[illegible]

牛馬問云小野とつゝる女房[illegible]

小野小野屋の娘の小野小野[illegible]

娘の小野[illegible]

小野[illegible]

[illegible]

和歌もよく[illegible]

○同房[illegible]

[illegible]

[illegible]

葢世のものを借るのて

同中古より新詞にヤクザ　ベラボウなどいふ惰徒の言葉ありて常庶
の人のきらふ事もあらぬこと広く天下の常語と成りて其の意をヤクザ
といへる事は博奕に三枚といふものありて其の八九の数を高目上とし十を限
るに数多くする八九三なるは其につまらぬ意を表すとも又より結果乃
うちなきは甚しく物の悪きをの仮借を八九三（ヤクザ）くと云しと又ベラボウ
と称す十中度も十ある説り一枚に右八九の言国も出之世に楽しく
又称近年の田府のことをさしたる阿房らしきをさしてベラボウと仮借す
同林道春の説には能見芸の事を波芸と名（?）付しは能見物の為に山伏にする

所の坂の在所のまうでに近年迄ありしは坂によるもの能芸を作きつゞける遊行
御見芸とらるゝとありしを貴儀あるには無地荒字稀に富士山上縁に際
房州の峰々沙弥等之行又八字とも服あるの度天下の絶字ありし能見芸と
いへり又いふにより半ありし故に能見道と云ふり海義道春の説に称すると
南無云能見道は修行ありての見物のあり能見坂ともいへしありしん
能見坂に如来し芸あるには字は能見寺をいくたびもいひしとおもはるゝ
楊諸見に官職を辞し山城国井手の里に隠住して海西門の山城守といひし
世家を置に禅し学ぶ阿弥陀寺をしとありし其後剃髪して家の
役を定め後に山城をかくたる子孫の人山城を号して[illegible]ひたるを[illegible]

たゞし菊紋とならせり是を阿陽金丘郎の三紀之文武之桐と云ふなるなり
阿田も橘桐紋桐の内にて家紋にせしとて此末之桂つゐて座主もまゐる桐紋
の白桐を信長も秀吉も同じ家にして冨士洞石を玄くして不朽也盛也
ともにしも是よりも世人皆桐紋と呼ぶなり

南無天山此流しの後李菊紋とならせんとも桐紋も元紋としなり
さるもの紋の者中由緒の内乃事なるにいふべし
信長秀吉の花の紋をもて青家毎白星の紋と成て紋中平座主の五紋に
用ゐるに其後紋に写し四季にのみきいふをのこしなり信長先に実く
陽気の慶躬の紋は桂陰閑んの名をのこと深くす也も自然の紋理あり

又は白紙の古字に書しての像の其之故に全く信長吉凶のるゝを通
用す初多く其是を知りて信長も信長よりの信なり
一説に女は父大とを其とと以て言にもより出事なり
烏殘の墨は純毒之陰くの物言あり
信君碓井峠にして相人

八十五三千八　也菊ちかは
三六九三三四四　是白く鮮しく
一八二　もとの家に
四五十二四六　ようよう白く

百四條四百　りくあんく素

俊成卿之仰ニ云二三四の方

思いつくへきつくしの春のよもぎ生ぬるまの二三四（フタツミツヨツ）　俊成

右の山の方桜さきしの色ふかくそ見る二三四　家隆

立ぬ所のみしきわたせる雪のうちの二三四　定家

六月十六日加茂の宮　世方ナリ　加茂のまつりの事

卯花園漫筆に云　国の法令に准ぜば法服に准ぜば法師に准ず

律師なり

未詳　永禄儀式に云　西は八石但国の遠近にしたがふ

遠方の領知は六百石当時

年貢の石ニ成ると云ふ　金銀を以て一石の値四十五匁四分

地方にて

四年　敬仁寺殿　六月一日　二条殿院の天正年中　地の

三十六歩ハ一畝　三十六畝ハ一反

郡山城にて　西に侍従丸　東に向の屋敷　少内記城

郡山城にて十郎左衛門　川ニ　玉川　釜川入る川　佐保川

竜田の山姫　一体和尚の代日蓮宗の所　立山宝性院看状

法華経なり

元和以後名字を云ふ事なし拾ものゝ名字ばかりを
面々ふるまひに名字を元和とつかまつり
三位以上は姓の相伝とつかまつり相伝の二字上ゝつく
相伝通奥位三下と名の相伝とつかまつり中納言参議家相伝
家格の相伝　公方様　御三家　加賀侯　小倉侯
侍為相伝の家古い主家とつかまつり其外の相伝類を取つかまつり
中古より本家のことを為とつかまつり候とつかまつり
伊達氏とつかまつり家を以つかまつり候ものの侯家を氏と
今日から名字も記す

春三家之秘一無之とつかまつり事伝聞の男女家国の相伝の松の
色と色の違の歌の事の由いつの人の作り歌とつかまつり
伝とつかまつる書を三方家之秘一ゝ之を伝とつかまつり
いつ

世俗に戸内に小女あり歌をよく詠ずと伝へ聞き
女を家に入れ乃ち七人の命いとなり乃ち
世に歌を詠ずと伝へ聞き
直盛の名国記にて名付一と云ふ
常住常服とつかまつる記さ仕て名付一四の事も記す

読み其訓同しきを假名にて書しは其事に付て富士の疋といふに従へハ
つたなし
青侍といふ者[illegible]とて不意に二位の時ハ絹の袍を着用す依て青侍
といふ
一疋と千疋と云ふに至りハ百疋の紙包にて外より奉書紙ハ一結
千疋ハ[illegible]小奉書紙一結ハ千疋也
今按百文を疋と云ひしは其文を百疋として其後古ハ金銀の儀多し
十疋ハの儀にて物の價ハ一疋にて加へ一ツも一百疋まては百疋と云ふ事にて此
よつて其名あり其名ハ文のうちの百疋と云ふ小判を以て十疋金銀拾両
後世の疋と云ハ其義を取て其代物を百疋と云へり
[illegible]に付て用ゆる事ハ海人の家の[illegible]後世の[illegible]
[illegible]代ハ姫飯を用ゆ[illegible]
元日に[illegible]餅を用ゆ[illegible]
云り姫飯を粥の事なりと云に従ふへし
大名とて名ある者安元三年四月に京都の大名と云ふ[illegible]
又百姓等ハ　[illegible]仁元年二月十七日[illegible]将軍上洛と云々大名[illegible]
百騎余[illegible]
承平儀ハ　後小松院應永十年八月二日[illegible]の[illegible]

民屋悉く倒るゝ程にの利を近く其日中の利を成に破損相加ニ歩の法へ
澤先手九月往反の将軍並利満義門々利何りこゝ永平の子を占扱すると
高祖の所望段殺万死に徳有りよりく帰て押留ニ優しく本を持り所に
得給しくなりし出より本年中比か此後ニ通用す
上代に先例なし　朝廷ニ至て権量定ゝりなりけくおりりかし三段
のまゝに任けり　鞍馬院ゝ聞ゝて任を紹めて以なりは何とくことなし
右の字を用也
冷泉院より已ゝ年　天皇の尊号あり　　宇多帝已ゝ年出也 にて
山陵の字を出し諡を止めたる　　安徳　後醍醐　後村上天皇より

ありし此おいて々院号ゝ書たまたまり
御諱何仁と仁の字を用ひらるゝゝす　　後冷泉院御諱親仁又
清和帝の御諱惟仁よりの依例あり又姫君の御諱何子と子の字を
用ひらるゝゝす　　仁明帝の皇妻正子内親王を権輿とす
天子尊号の御字諱を御名紹統ある故の御諱あり先例とて御名
紹統と名御籍を御冠にて給せり是を文又御冠事といふ人の名諱字
御子姫を称せし　御籍と名御宮の子をゝ御冠を内と子ゝ右　名なる
先例あり
尊帝の御授白平給を先例あり尋とのこと白平後の御位を先例

[illegible]

天子[illegible]の[illegible]御[illegible]の[illegible]紅葉[illegible]紅葉の[illegible]文[illegible]紅

[illegible]とかりの[illegible]のとくみ[illegible]ことに[illegible]れ一すけり但内[illegible]の時

[illegible]の[illegible]

○古い家名を丸と呼ぶ[illegible]の屋をとく[illegible]陰[illegible]閑屋を閑丸と呼て

是遠[illegible]舟の[illegible]丸と呼ぶ其[illegible]家名の屋号

[illegible]

帝国図書館蔵

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan